

成年後見制度を知って利用しよう

～ 認知症・知的障がい・精神障がいのかたの財産や権利を守ろう ～



健康福祉課 地域包括支援センター ☎ 1182

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でないかたの権利を守る制度です。制度の名前が難しく、利用者も少ないため、社会全体での認知度が低いのが現状ですが、制度を利用して支援を受ける必要があるかたはたくさんいます。制度を正しく理解して有効に利用しましょう。

も目を配りながら本人を保護・支援します。ただ、法律行為に関することが業務とされているため、食事の世話や実際の介護は職務として定められていません。

本人が財産をうまく管理できなくなるなど、判断能力が不十分になってくると日常生活において支障が出てきます。そうなった場合に裁判所へ成年後見制度の申請をし、裁判官が内容を審判して後見人などを選任し、本人を保護・支援する制度です。

判断能力が十分なうちに、誰に、どのような支援をしてもらうかを、あらかじめ契約により決めておくことができ、任意後見制度もあります。認知症などになることを想定し、自分自身の今後のために事前準備ができる制度です。

後見人は、配偶者や親族・知人などがなることが多いですが、法律や福祉の専門家や法人など、家庭裁判所が本人にとって最も最適と思われる人や法人を選任します。

申し立てに必要な書類を準備する必要があります。また申立費用の面でも不安になるかたが多くみられます。まずは地域包括支援センターか家庭裁判所に相談してください。

本人の生活、医療、介護、福祉など、身の回りのことに

管理する人は何をしますの？

誰が管理してくれるの？

どこに相談したらいいの？

申請するのに費用はどのくらいかかるの？

判断能力が不十分でないと利用できるの？

成年後見制度の利用の流れ

